

## 前橋市営駐車場条例の改正について（議案第92号）

にぎわい商業課

### 1 改正の理由

千代田町二丁目立体駐車場に団体定期駐車区分を新設することにより、駐車場利用率の向上を図るため、所要の改正を行う。

### 2 内容

(1) 千代田町二丁目立体駐車場の団体定期駐車区分の駐車料金は、次のとおりとする。

区分	駐車時間	駐車料金
団体	午前0時から翌日の午前0時まで	1か月につき 8,000円

(2) 団体定期駐車区分の駐車料金は、市長が適当と認める区画において、同一の期間に5台以上の定期駐車を行う場合に適用する。

### 3 施行期日

平成31年1月1日